

佐賀労働局登録教習機関（第4 - 6号）

（登録満了日 令和6年3月30日）

建設業労働災害防止協会佐賀県支部

助成金

玉掛 け 技 能 講 習

- 1 本技能講習修了者でなければ就業させてはならない業務
制限荷重1 t以上の揚貨装置、又は、つり上げ荷重1 t以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け業務。
- 2 受講対象
満18歳以上の者。
- 3 受講しなくても玉掛け業務ができる者（就業資格を有する者。）
 - (1) 普通職業訓練のうち、玉掛けの訓練を修了した者。
 - (2) 昭和53年9月30日以前に、揚貨装置運転士免許、クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許を取得した者。
- 4 講習科目の一部免除を受けることができる者
 - (1) ア 次のいずれかの免許を取得した者。
クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士。
 - イ 次のいずれかの技能講習を修了した者。
床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習。
 - ウ 次のいずれかの免許を受けた者。（平成18年省令第1号の規定による改正前のクレーン等安全規則第223条又は第235条に規定する免許を受けた者。）クレーン運転士、デリック運転士。
- 5 科目及び一部免除者の受講科目
（斜線は免除科目、○印は受講科目） （休憩時間は1時間毎に5分間）

学 科 実 技 の 別	科 目	時 間	時 間 割 (昼休み休憩時間)	一 部 免 除
				4の(1)該当者
学 科 (1日目)	クレーン等の玉掛けの方法	7	8:50~17:00 (12:00~12:45)	○
学 科 (2日目)	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	3	8:50~12:00 (12:00~12:45)	/
	クレーン等に関する知識	1	12:45~13:45	○
	関 係 法 令	1	13:50~14:50	○
	修 了 試 験	1	15:00~16:00	○
実 技	クレーン等の玉掛け (質量目測、玉掛け用具の選定及び使用、玉掛けの基本作業及び応用作業)	6	8:30~16:30 (12:00~13:00)	○
	クレーン等の運転のための合図	1		/
	修 了 試 験	1	16:40~17:40	○

6 受講料（テキスト代1,650円（消費税込み）を含む。）

受講区分	時間		受講料
	学科	実技	
全科目受講者	12	7	注) 23,100円
一部免除 4の(1)該当者	9	6	注) 20,900円

注① 会員で助成金を申請しない方は、テキスト代の支部補助金1,000円を差し引いた受講料となります。

注② 非会員のテキスト代補助はありません。

7 修了証の交付

所定の教育を全て受講した合格者に対し、修了証を交付します。

8 助成金

助成金に関しては、人材開発支援助成金の申請について申請する事業所は必要書類を作成してお渡し致します。

9 受講当日の携行品等

- (1) 学科講習：受講票・筆記用具・マスク
- (2) 実技講習：受講票・筆記用具・作業服・安全帽（ヘルメット）・作業用靴（安全靴、地下足袋、半長靴など）・手袋・雨衣・計算機・マスク
- (3) 実技は原則として雨天でも実施します。

10 実施日・会場

実施日	第1回	令和3年5月26～27日(学科)	5月31日(実技)
		令和3年5月26～27日(学科)	6月1日(実技)
第2回		令和3年9月2～3日(学科)	9月7日(実技)
		令和3年9月2～3日(学科)	9月8日(実技)
第3回		令和3年11月24～25日(学科)	11月30日(実技)
		令和3年11月24～25日(学科)	12月1日(実技)
第4回		令和4年1月13～14日(学科)	1月18日(実技)
		令和4年1月13～14日(学科)	1月19日(実技)
第5回		令和4年2月15～16日(学科)	2月21日(実技)
		令和4年2月15～16日(学科)	2月22日(実技)

会場 学科 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南2-13-5 TEL 0952-26-1563
 実技 建災防実技講習場 佐賀市大和町川上4569 TEL 080-1766-0856